

平成24年度 第4回記者会見 報告書

■日 時：平成25年1月25日（水）11：30～13：00

■場 所：東京俱楽部ビル14階 14-A会議室

■テーマ：日本弁理士会会长の年頭挨拶
日本弁理士会の直近の活動報告

■出席者：以下の通り

日本弁理士会（10名）（敬称略）

会 長	奥山 尚一（スピーカー）
副 会 長	関 昌充（スピーカー）
執 行 理 事	五十嵐貞喜
パテントコンテスト委員会 副委員長	飯田 昭夫
パテントコンテスト委員会	市野 要助
復興プロジェクト実行委員会	小屋迫利恵
広報センター 副センター長	井澤 幹（司会）
広報センター 運営委員	網野 誠彦（議事録）
広報センター 運営委員	金 坂憲（議事録）
広報センター 運営委員	佐尾山和彦

事 務 局 齊藤 清、高橋 智子、石本 真一

■議 事：

1. 開会挨拶（井澤幹）

2. 日本弁理士会会长の年頭挨拶・日本弁理士会の直近の活動報告（奥山尚一）

（1）復興支援における進捗状況と今後の予定

- 平成24年5月25日より平成28年3月31日まで、「特許出願等復興支援制度」を実施している。これまでに35件の申請があり、18件の特許・意匠の出願費用を全額援助した。
- 復興支援プロジェクト本部によるtwitterを実施している。
- 浪江町長から地域ブランド保護活用の支援に係る援助要請があり、「なみえ焼きそば」に関する具体的な支援策を現在検討している。

(2) 弁理士法改正に向けた動き

- 平成20年4月の改正弁理士法施行後5年を経過したため、見直しが行われる。
- 現在、一般財団法人知的財産研究所において調査研究報告書が取りまとめられている。来年度には産業構造審議会での審議が予定されており、平成26年度の通常国会において弁理士法改正の実施が見込まれる。
- 日本弁理士会として下記の意見を提出している。
 - 1) 弁理士試験制度の見直し
条約試験の強化、免除規定の廃止等により量から質への転換を図るべきである。
 - 2) 弁理士の業務範囲（標榜業務）の見直し
知財の紛争処理（著作権、知財に係る不正競争）への関与を実現すべきである。
 - 3) 秘匿特権の明記
秘匿特権を明記して日本企業等の海外進出を知財の面から保護すべきである。

(3) 特許法改正について

- 年度末までに審査に要する時間が短くなり、出願から1年半後の出願公開前に特許となる案件が増える。それにより、第三者の情報提供の機会が奪われることから、産業構造審議会において、「付与後レビュー」制度の導入を提案した。平成24年12月の段階での産業構造審議会の報告書案においては、当会の提案が盛り込まれたものとなっている。

報告書 (http://www.jpo.go.jp/iken/pdf/tokkyo_houkoku/houkokusyoan.pdf)

- また、出願の单一性とシフト補正の審査基準の緩和を提案した。審議会で合意に至った方向性で、審査基準の改定案が近々公表されパブリックコメント募集が始まる予定である。見直しがなされれば、出願人の負担が大幅に緩和されると予想される。

(4) 意匠法改正について

- 画像デザインの保護拡張（パソコン等にインストールされたアプリケーションにより表示される画像等を、物品とのつながりを弱めた形で意匠法の保護対象とすること）について意見を提出している。
- ハーグ協定（ジュネーブアクト）への加盟に際して、自己指定の導入については継続的な検討が必要である旨の意見を提出している。

※ハーグ協定における自己指定とその問題点：出願人が自国を指定して国際出願をすること。日本の出願人が他の国と日本を含めてWIPOに出願できるようになる。日本ではWIPO経由の出願を審査することになる。ハーグ協定は無審査主義の国のために作られているので、制度をよく理解したうえで、自己指定を利用しないと思わぬ不利益を受ける可能性がある。

(5) 商標法改正について

- ・ 産業構造審議会報告書「商標制度の在り方について」に対し、日本弁理士会として、下記の要望を提出している。
報告書 (http://www.jpo.go.jp/iken/pdf/shouhyou_arikata/houkokusyoan.pdf)
 - 1) 商標の定義規定に「自他商品役務識別力」を追加すること
 - 2) 動きの商標（新商標）の権利範囲は、電子ファイル（動画）により特定すること
 - 3) 音と動きの組み合わせ等、異なるタイプの組み合わせからなる商標についても、出願・登録を認めるべく、具体的な出願様式・審査基準を策定すること
 - 4) 繙続的使用権には周知性を要求しないこと
 - 5) パリ条約6条の3（国の紋章等の保護）の規定との整合上、商標法の対応条文に規定されている「類似」概念の考え方につき、引き続き検討すること
 - 6) 登録後に識別力を喪失した登録商標の取消制度につき、制度創設に向けた議論を継続すること
 - 7) 登録前に異議申立を行う機会を得られるような制度を導入すること

(6) 学校教育に関する取組

- ・ 平成24年12月10日に「九州沖縄地区国立高等専門学校」と知的財産に関する教育等の包括連携に向け協定を締結した。具体的な活動の案として、発明相談会、学生に対する知的財産権に関する講義、明細書作成支援を検討している。
- ・ 独立行政法人国立高等専門学校機構と知財支援協定の締結を2月中旬から3月上旬に予定している。本協定の締結により高専における知財教育に弁理士が協力する。
- ・ 一般社団法人知財学会とのこれまでの協力関係を継続するために、近々覚書の作成を予定している。少なくとも年1回の国際シンポジウムを日本弁理士会が開催する予定である。

3. パテントコンテスト・デザインパテントコンテストについて（関昌充）

(1) パテント／デザインパテントコンテスト

- ・ 高校生、高等専門学校生、大学生を対象とした発明／デザインのコンテスト。
- ・ 支援対象者は弁理士の指導の下、出願書類を作成し特許庁への手続きを行う。
- ・ パテントコンテストは平成15年度に、デザインパテントコンテストは平成21年度に第1回が開催され、応募件数は年々増加傾向にある。

(2) 日本弁理士会の取り組み

- ・ 事前セミナーの開催
- ・ 審査への協力（審査委員会へ委員を派遣）
- ・ 主催者賞（日本弁理士会会長賞）、震災復興応援賞
- ・ 指導弁理士の派遣
- ・ 出願等にかかる費用を負担

(3) 表彰式

- 平成24年度の表彰式が、平成25年1月28日に開催される。

当日の模様 (<http://www.jpaa.or.jp/topics/2013/pdf/PatentContestCeremony.pdf>)

4. 質疑応答（代表的なもののみを掲載）

(1) パテントコンテストの作品で実際に商品化されたものはあるのか？

- 既に製品化されたものは多数あり、世の中で活用されているものもある。

(2) 事前セミナーはデザインパテントコンテストの応募に必須なのか？

- 応募要件になっている。なお、要望があれば日本弁理士会が学校へ講師を派遣している。

(3) 学校単位でないと応募できないのか？

- 連絡等で問題が生じることのないように学校を通してのみ応募を受け付けている。

(4) 商標法の改正について、実際に改正で決まりそうなものは何か？

- 「音・色彩・ホログラム・動き・位置」は採用され、味・香り（におい）は見送りになると予想されるが、現状では確定していないので分からぬ。

(5) 外国出願は増加傾向ということだが、そちらに対するケアはしているのか？

- 以前から継続して、セミナーを開催している。弁理士だけでなく事務所の職員向けのセミナーも今後開催する予定である。

(6) 国際シンポジウムの対象国は？

- ASEANなどを中心とした国々との交流を積極的にはかりたいと考えている。

5. 閉会挨拶（井澤幹）

以上

